



発行 新潟県

第11号

平成29年2月10日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 116 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(環境対策課)
- 117 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 118 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 119 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 120 土地改良区連合役員の就任届(農地計画課)
- 121 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 122 土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 123 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 124 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 125 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 126 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 127 県営土地改良事業の工事完了(農地整備課)
- 128 公共測量の実施通知(監理課)
- 129 公共測量の実施通知(監理課)
- 130 公共測量の終了通知(監理課)
- 131 道路の区域変更(道路管理課)
- 132 道路の供用開始(道路管理課)
- 133 河川整備計画の縦覧(河川管理課)
- 134 建築基準法による道路位置の廃止(建築住宅課)
- 135 二級建築士又は木造建築士の免許取消し(建築住宅課)
- 136 建築基準法による公開の意見聴取(建築住宅課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)

労働委員会告示

- 1 新潟県労働委員会あっせん員候補者(労働委員会事務局総務課)

告 示

◎新潟県告示第116号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成29年2月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 指定する形質変更時要届出区域

燕市東太田字往来西1564番の一部、1565番4の一部、1565番5の一部、1565番6の一部、1565番7の一部及び1566番の一部

- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
シス-1, 2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン

◎新潟県告示第117号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成29年2月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	渡辺プロ	新潟県五泉市本町1丁目5番5号	有限会社オフィスグラン	平成29年2月1日
訪問介護	ハートフルもみじ	新潟県長岡市来迎寺甲2715番地1	有限会社ミヤコ新聞販売センター	平成29年2月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームさかえの里	新潟県三条市福島新田丁1481番地1	社会福祉法人さかえ福祉会	平成29年2月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームさかえの里(ユニット型)	新潟県三条市福島新田丁1481番地1	社会福祉法人さかえ福祉会	平成29年2月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームコスモスの里(地域密着型短期入所)	新潟県阿賀野市飯森杉437番地2	社会福祉法人阿賀北総合福祉協会	平成29年2月1日

◎新潟県告示第118号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成29年2月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
五智聖母の家訪問介護事業所	新潟県上越市五智3丁目1番15号	社会福祉法人フランシスコ第三会マリア園	訪問介護 介護予防訪問介護	平成28年12月28日	平成29年1月31日
ホームセンタームサシFC柿崎店	新潟県上越市柿崎区川井311番地	有限会社百足屋金物店	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成29年1月20日	平成29年1月16日

◎新潟県告示第119号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成29年2月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日						
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会								
代表者氏名	代表理事会長 今井 長司								
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15								
登録の区分	品位等検査								
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば								
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先				
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	
新潟県	小林 和孝	新潟県上越市柿崎区馬正面790-3	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1514045					
	高松 雅樹	新潟県上越市とよば158	もみ、玄米、大麦、大豆	K1514049					
	丸山 利一	新潟県上越市五智新町6-7エンゼルハイム202	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1515062					
	長崎 正司	新潟県上越市五智3-3-1	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1516071					
	田中 妙子	新潟県三条市北入蔵2-24-7	もみ、玄米、大豆	K1524031					
	池田 秀樹	新潟県上越市大字島田1426番地1	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1525030					
	山崎 哲	新潟県上越市中央3丁目5番16号	もみ、玄米、大豆、そば	K1526032					
備考	略称『新潟県検査協会』平成29年2月10日 農産物検査員7名の住所変更。 検査員合計658名。								

◎新潟県告示第120号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成29年2月10日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事 新発田市佐々木1942番地 後藤 和巳

就任年月日 平成28年12月13日

◎新潟県告示第121号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の葛塚土地改良区の定款の変更を平成29年2月3日認可した。

平成29年2月10日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第122号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営桑山地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年2月13日から平成29年3月10日まで

3 縦覧に供する場所

新潟市西蒲区役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査

請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第123号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営巻東町地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年2月13日から平成29年3月10日まで

3 縦覧に供する場所

新潟市西蒲区役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第124号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営道上地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年2月13日から平成29年3月10日まで

3 縦覧に供する場所

新潟市西蒲区役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内

(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第125号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備)事業に係る換地計画を定めたので、平成29年2月13日から平成29年3月10日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月10日

新潟県知事 米山 隆一

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	佐々木南部郷	換地計画書の写し	新発田市役所加治川庁舎

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第126号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する第52条第1項の規定により、昭和地区土地改良事業共同施行 施行代表者 伊藤能徳から申請のあった換地計画について、同法第96条において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、平成29年2月13日から平成29年3月10日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月10日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の 所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
五泉市 昭和地区土地改良事業共	昭和 (全換地区)	区画整理(非補助)	換地計画書の写し	五泉市役所

同施行 施行代表者 伊藤能徳			
-------------------	--	--	--

1 異議の申出について

この処分について異議がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の異議の申出のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出をした場合には、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成29年2月10日

新潟県知事 米山 隆一

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
外丸地区	区画整理（経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」）事業	津南町	平成28年12月26日

◎新潟県告示第128号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（上越地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年2月10日

新潟県知事 米山 隆一

- 作業種類 座標補正（2級基準点）
- 作業期間 平成29年1月26日から平成29年2月16日まで
- 作業地域 上越市下吉新田地区

◎新潟県告示第129号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（糸魚川地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年2月10日

新潟県知事 米山 隆一

- 作業種類 公共測量（街区多角点測量）
- 作業期間 平成29年2月10日から平成29年3月15日まで
- 作業地域 糸魚川地区

◎新潟県告示第130号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新潟地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年2月10日

新潟県知事 米山 隆一

- 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業上泉地区確定測量）

- 2 作業期間 平成28年5月23日から平成28年12月22日まで
 3 作業地域 西蒲原郡弥彦村大字上泉ほか地内

◎新潟県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年2月10日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路線名 405号
 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
中魚沼郡津南町大字外丸丁3753番19から 同郡同町大字外丸丁3779番22まで	新	4.8～50.0メートル	704.4メートル
	旧	4.8～16.8メートル	708.2メートル

◎新潟県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年2月10日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 一般国道 405号
 2 供用開始の区間
 中魚沼郡津南町大字外丸丁3753番19から同郡同町大字外丸丁3779番22まで
 3 供用開始の期日 平成29年2月10日

◎新潟県告示第133号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により河川整備計画として、阿賀野川水系阿賀野川圏域河川整備計画を定めたので、当該河川整備計画（又はその写し）を新潟県土木部河川管理課及び新発田地域振興局地域整備部、新潟地域振興局新津地域整備部、同局津川地区振興事務所、三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年2月10日

新潟県知事 米山 隆一

◎新潟県告示第134号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり廃止した。

平成29年2月10日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 廃止した指定道路の種類
 第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
 2 廃止の年月日
 平成29年1月25日
 3 廃止した指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）

○廃止した部分(昭和46年11月1日指定の一部) 十日町市北新田1035番、水、1028番の一部、1036番の一部、239番2の一部、239番3の一部、水の一部	4.30	114.50
1029番	転回広場	14.61平方メートル
1030番	転回広場	14.43平方メートル
1033番	転回広場	14.44平方メートル
1034番	転回広場	13.04平方メートル

◎新潟県告示第135号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成29年2月10日

新潟県知事 米山 隆一

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成28年10月14日	谷 順一	二級建築士	第4059号	死亡
平成28年10月14日	関根 美武	二級建築士	第10408号	死亡
平成28年10月28日	中村 梓	二級建築士	第18864号	申請
平成28年12月26日	豊田 祐二	二級建築士	第6526号	申請

◎新潟県告示第136号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第14項の規定により、同条第5項ただし書きの規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成29年2月10日

新潟県知事 米山 隆一

1 日時

平成29年2月22日(水)午後7時00分から

2 場所

阿賀野市保田4807-1

阿賀野市安田公民館 1階 大集会室

3 意見の聴取の事由

下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、良好な住居の環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。

4 建築計画の概要

(1) 申請者の住所及び名称

阿賀野市保田1812番地

株式会社 五頭 代表取締役 小嶋 正歳

(2) 申請地

阿賀野市保田1812-3 他

(3) 主要用途

料理店

(4) 構造・規模

鉄骨造 地上2階 地下1階

建築面積 1,835.33平方メートル

延べ面積 4,015.62平方メートル

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター感染性廃棄物及び非感染性廃棄物廃プラスチック処理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達にはWTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成29年2月10日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター感染性廃棄物及び非感染性廃棄物廃プラスチック処理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けた者であること。

(4) 会社更生法及び民事再生法による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 平成24年1月1日以降、400床以上の病床数を有する病院において当該業務を12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 収集・運搬・処分の各業務について「優良産廃処理業者認定制度」の認定を受けていること。

(9) 感染性産業廃棄物及び廃プラスチック類を処分するための施設を複数有する者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課経営係

電話番号 0254-22-3121 内線2517

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札に係る参加申請書の提出

(1) 入札希望者は平成29年3月16日午後3時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認申請書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は平成29年3月16日に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。

(2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

平成29年3月24日（金）午後1時30分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be purchased;

Disposal and commission of infectious waste generated from Niigata Prefectural Shibata Hospital and Niigata Rheumatic Center

(2) Deadline for bid submission

1 : 30 P.M. March 24, 2017

(3) For more information, contact;

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata Hospital

*address: 1 - 2 - 8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata

〒957-8588

JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext. 2517

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立中央病院感染性産業廃棄物処理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達はWTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成29年2月10日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立中央病院 感染性産業廃棄物処理業務委託 一式

- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 履行場所
新潟県立中央病院
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 廃棄物の処理に関する法律に基づく許可を受けた者であること。
- (7) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2329

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

- (1) 入札希望者は平成29年3月10日(金)午後1時00分までに、入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は平成29年3月10日に必着させるとともに、簡易書留を利用すること。
- (2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

平成29年3月24日(金)午前9時00分
新潟県立中央病院 講堂3

6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be purchased:

Disposal and commission of infectious waste generated from Niigata Prefectural Central Hospital

(2) Deadline for bid submission:

9:00A.M. March 24, 2017

(3) For more information, contact:

Management Division,

Department of Administration,

Niigata Prefectural Central Hospital

*address:

205 Shinnan-cho, Joetsu-City, Niigata

〒943-0192

JAPAN

TEL 025-522-7711 Ext. 2329

一般競争入札の実施について (公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、洗濯機・乾燥機の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年2月10日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

洗濯機・乾燥機 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年3月31日(金)

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規程に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2324
 - (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
 - (3) 応札仕様書の提出期限
平成29年2月14日（火）午後4時00分
- 4 入札の日時及び場所
- 平成29年2月16日（木）午前10時00分
新潟県立中央病院講堂1
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否
要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (9) その他
詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、生体情報モニタリングシステムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達はWTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成29年2月10日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
-

生体情報モニタリングシステム 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年3月31日(金)

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成29年2月22日(水)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年2月27日(月)午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の成立要件

契約の締結については、新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号）第7条に規定する新潟県議会の議決を要するため、入札による落札者とは、議会の同意があったときに本契約となる旨を内容とする仮契約を締結する。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Biological information monitoring system [1]set

(2) Deadline for bid submission

10:00A.M. February 27, 2017

(3) For more information, contact:

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata Hospital

*address: 1-2-8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata

〒957-8588

JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext. 2516

労働委員会告示

◎新潟県労働委員会告示第1号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により委嘱した平成29年2月1日現在の新潟県労働委員会あっせん員候補者は、次のとおりである。

平成29年2月10日

新潟県労働委員会

会長 兒玉 武雄

氏名	現職	略歴
兒玉 武雄	弁護士	新潟県弁護士会 副会長
櫻井 英喜	弁護士	新潟県弁護士会 副会長
櫻井 香子	新潟大学法学部・同大学大学院実務法学研究科 准教授	さいたま地方検察庁 検事
中村 稚枝子	(福)新潟いのちの電話 理事	新潟県県民生活・環境部長
田中 恒彦	新潟大学教育学部 准教授	滋賀医科大学特任助教
橋本 義明	全国交通運輸労働組合総連合 信越地方総支部 書記長	頸城ハイヤー労働組合 書記長
齋藤 敏明	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 会長	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 事務局長
桑原 典子	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合 同盟 新潟県支部 会計監査	清水フードセンター労働組合 書記長
山阪 光男	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合 同盟 新潟県支部 支部長	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合 同盟

		中央教育センター友愛の丘 教育部門長
牧野 茂夫	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 事務局長	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 県央地域協議会 議長
鈴木 和夫	(株) 本間組 取締役専務執行役員	(株) 本間組 取締役兼常務執行役員
本間 哲夫	(一社) 新潟県経営者協会 専務理事	(株) 富有社 本社営業部付部長
中山 正子	(株) キタック 代表取締役社長	(株) キタック 専務取締役
川崎 敏幸	—	(株) リンコーコーポレーション 顧問
高橋 嘉津夫	北陸ガス(株) 取締役総務部長	北陸ガス(株) 長岡支社 支社長
大橋 直樹	新潟県労働委員会事務局長	新潟県魚沼地域振興局長 兼 南魚沼地域 振興局長
福岡 肇	新潟県労働委員会事務局総務課長	新潟県糸魚川地域振興局健康福祉部長